

**問 題** 国際協同組合同盟が定めた「第4の原則」は、以下のような内容である。この原則に照らすと、日本の農業協同組合にはどのような問題があったと考えられるか。最も適切なものを、解答群の①～⑤のなかから一つ選びなさい。

「第4の原則—組合の自治・自立

協同組合は、自治にもとづく組合員の自助組織であって、組合員が管理するものです。政府も含め他の組織と取り決めを行なったり、外部からの出資を受ける場合であっても、組合員による民主的な管理が確保され、組合の自立性が維持されることが条件です」

＜解答群＞

- ① 農業協同組合法は、協同組合の自主性を重視する観点で戦前に作られたため、国の農業政策との関連がもともと希薄であり、戦後もそれを引き継いだので、国による助成もほとんどないなど、国との関連が希薄だった点に問題がある。
- ② 農業協同組合法は戦前に作られたため、国の育成策や監督に依存してきた面があり、戦後もそれを引き継いだので、組合員による民主的運営や組合の自主性・自立性が必ずしも十分でなかった点に問題がある。
- ③ 戦前に作られた農業協同組合法は、組合員による民主的運営や組合の自主・自立を重視していたが、戦時中に国の統制経済の一端を担う組織に改変されてしまい、戦後も近年の農協法改正が行われるまで、それが修正されなかった点に問題がある。
- ④ 農業協同組合法は、農民による民主的・自主的な組合づくりをめざして戦後に作られたが、実際には国の育政策や監督に依存してきた面があるので、組合員による民主的運営や組合の自主性・自立性が必ずしも十分でなかった点に問題がある。
- ⑤ 農業協同組合法は、農民による民主的・自主的な組合づくりをめざして戦後に作られた。そうしたなかで国の農業政策上の位置づけがあいまいになり、国による支援もほとんどないなど、国との関連が希薄化した点に問題がある。

(24年度・全国統一中級・JA事業論・協同組合論)

- 1 **解 答** ④ (難易度：普通)
- 2 **解 説** 協同組合は自主、自立、自
- 3 助の協同組織である。このことを「第

4 「第4の原則」が謳っている。

5 この「第4の原則」の意義は、協同  
6 組合は政府、資本制企業、投資家との  
7 結びつきを強めることが避けられない  
8 が、仮に彼らと手を結ぶ場合であって  
9 も、協同組合が最終的に自らの運命を  
10 管理する自由を確保することが重要だ  
11 と強調している点にある。

12 農協が「自らの運命を管理する自由  
13 を確保する」ことができるかどうか、  
14 これが最大のポイントである。

15 わが国の農協運動は、その歴史にお  
16 いて、国家の意思に翻弄されたり、組  
17 合員ではなく資本制企業（産業資本）  
18 に奉仕してきたという経緯があり、自  
19 主的で民主的な運営を軽視してきたこ  
20 とも否定できない。

21 そういう誤りを二度と再び繰り返さ  
22 ないためにも、この「第4の原則」を  
23 深く心に刻むことは大切である。

24 この設問は、協同組合原則と農協の  
25 歴史をクロスさせて提示しているところ  
26 ろに、他の設問には見られないユニーク  
27 さがある。

28 一見複雑な設問のように感じられる  
29 が、農業協同組合法が戦後の昭和22  
30 年（1947）に制定されたことを思  
31 い起こせば、①～③が誤りであること  
32 は直ちに気づくであろう。

33 従って、④と⑤のいずれかが正解と  
34 なるので、その間の選択さえ間違えな  
35 ければ、容易に正解にたどりつくこと  
36 ができる。

37 ⑤は、仮に指摘されるような傾向が  
38 あるとすれば、それは過去のことでは  
39 なく、まさしく現在起こりつつあるこ  
40 とだといえる。ただし、それを現時点  
41 でそうだと断定することはかなり難し  
42 いのではないかと思われる。

43 ④は、農協運営における「仕事の仕  
44 組み」としての事業方式が、信用・共  
45 済事業は「金融護送船団方式」、経済事  
46 業は「食管事業方式」と「連合会『整  
47 促』事業方式」によって支配され、そ  
48 して、それらの事業方式を基礎として  
49 個々の農協と系統組織の意思決定や事  
50 業実践が行われてきたことを指してお  
51 り、⑤よりも適切な説明とあってよい  
52 だろう。

53 これらの事業方式が農協運営の根幹  
54 をなした理由は、それぞれの時代背景  
55 の中で理解されなければならないが、  
56 基本的には、農協は、戦後創設された  
57 自作農が、二度と再び小作農に転落し  
58 ないための政策措置である、という政  
59 府の意思を強く反映したものだとして理  
60 解することが重要である。<sup>いしだまさあき</sup>（石田正昭）

61

62

63 122行×17字

64 (30+1)×2=62行

65 122行-62行=60行